

令和6年度
愛媛労働基準協会松山支部 安全衛生部会

安全衛生管理水準の向上を目指し、
松山第14次労働災害防止計画の目標達成！

令和6年12月18日

松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

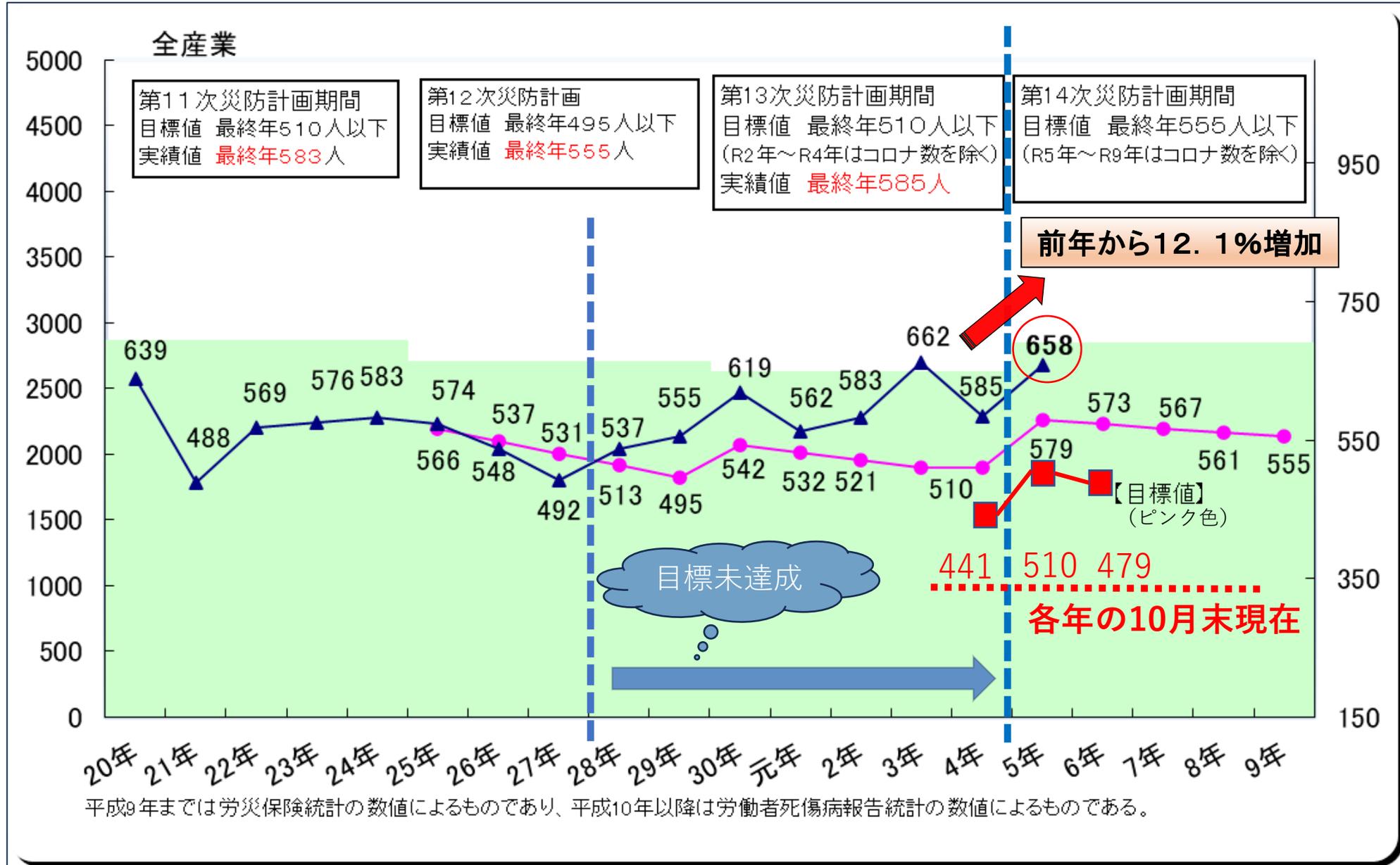
(1) 労働安全衛生の現状

(2) 「現状」から見える「課題と取り組み事項」

(3) 安全衛生行政に係るトピックス

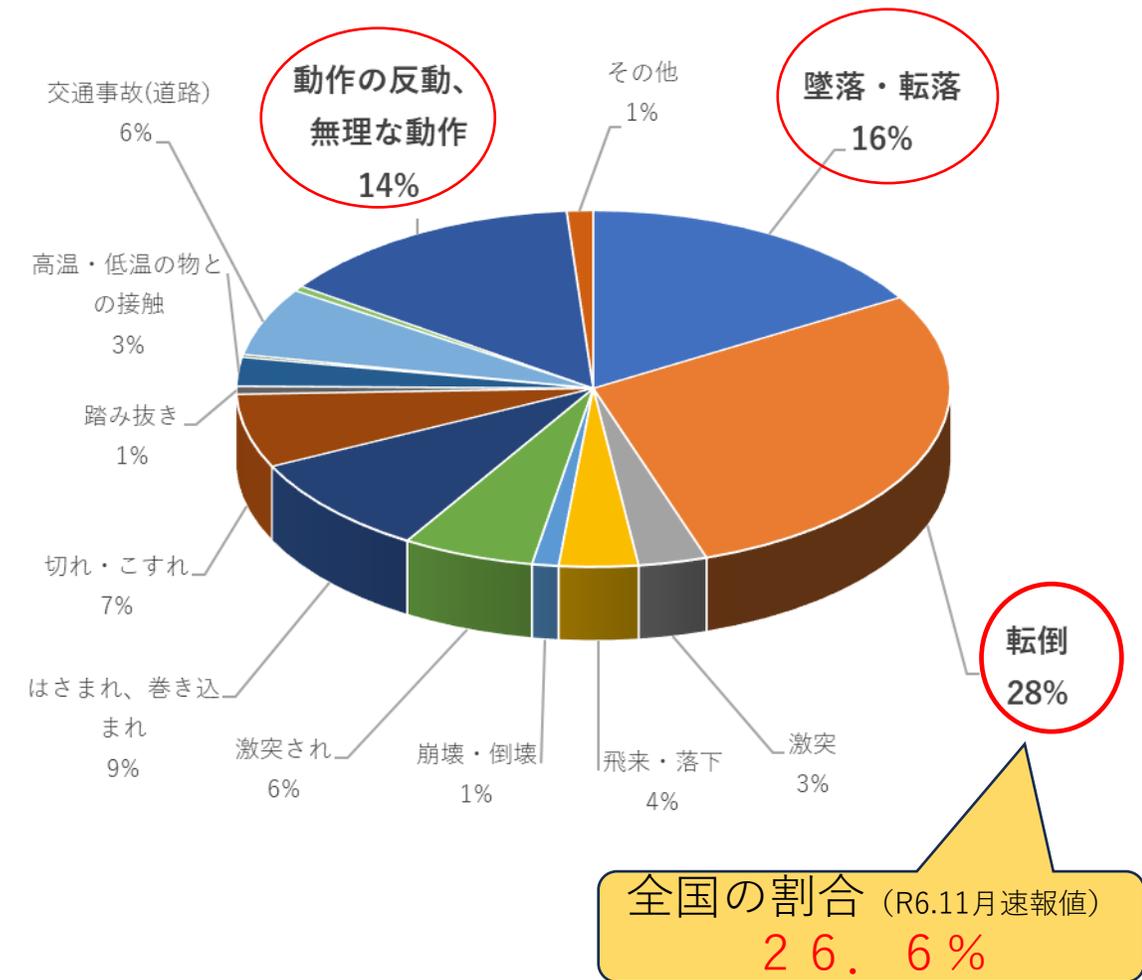
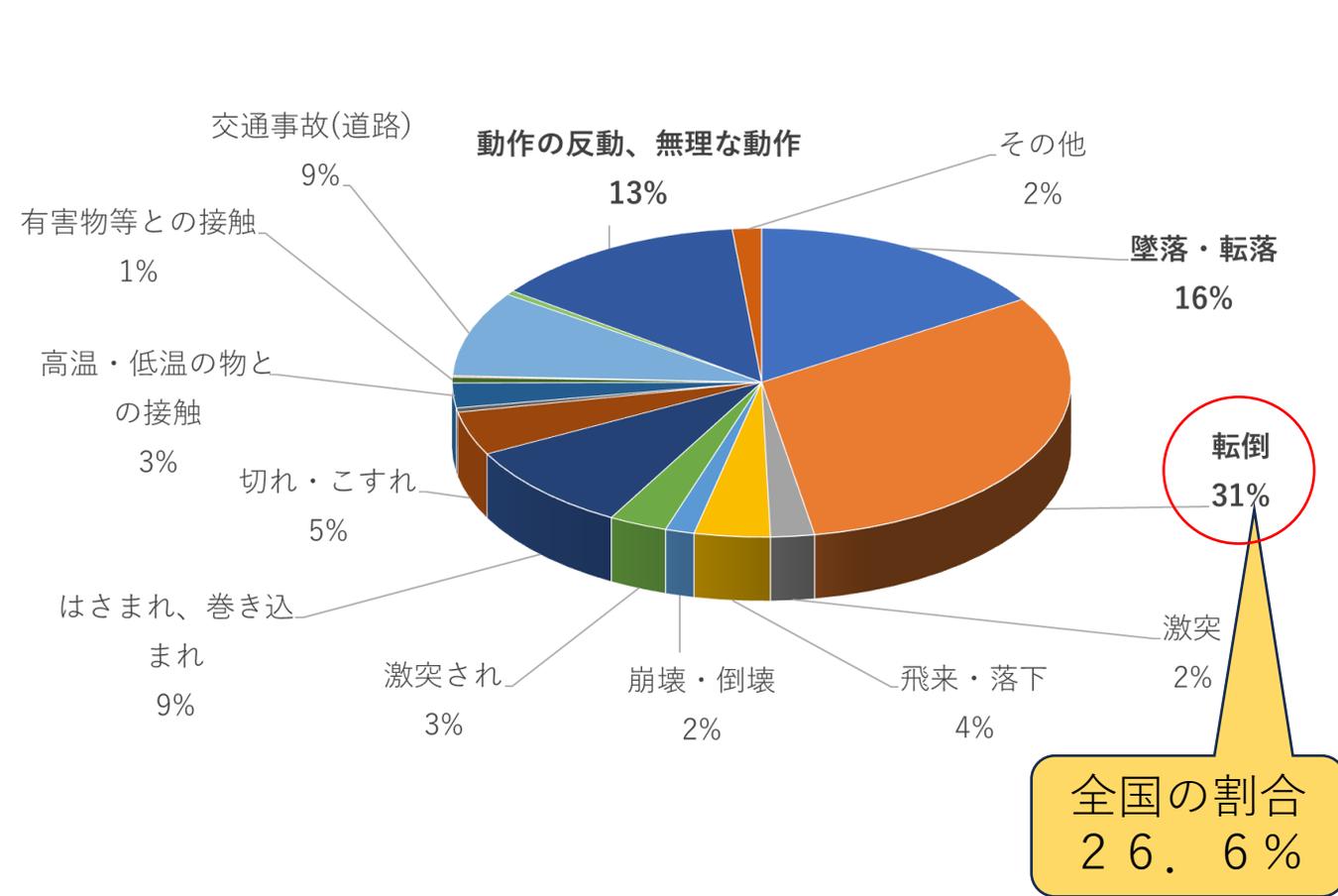
(4) まとめ(第14次労働災害防止計画含む)

①松山労働基準監督署管内の労働災害発生状況- 1



①松山労働基準監督署管内の労働災害発生状況- 2

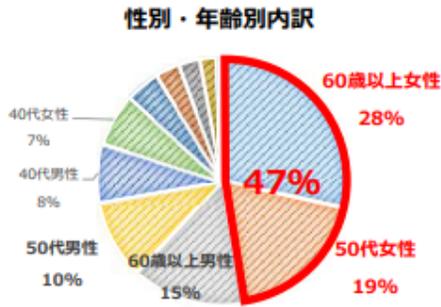
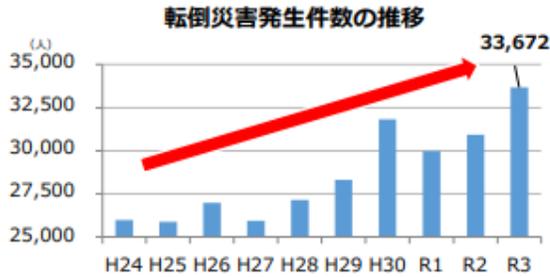
『全産業 事故の型別』



※令和5年(左)、令和6年（10月末現在、右）に松山監督署管内で発生した休業4日以上（新型コロナ感染症数を除く）の労働災害を分析

◆転倒災害防止対策- 1

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

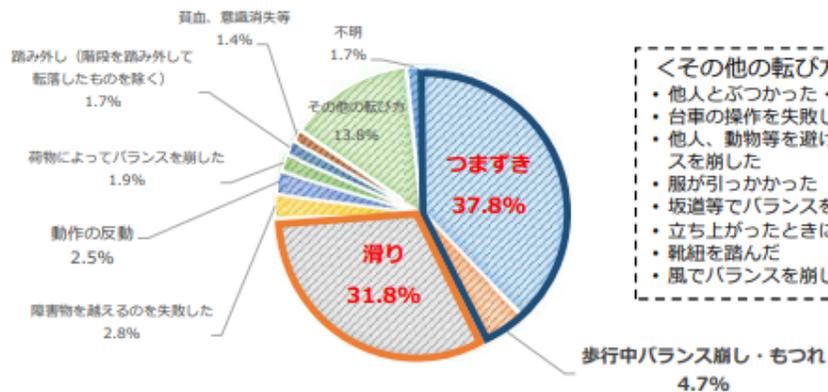
47日

転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



<その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます。中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。



◆転倒災害防止対策- 2

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は [] cm / [] cm (身長) = []
下の評価表に当てはめると → [] 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~ 1.39	1.39 ~ 1.47	1.47 ~ 1.66	~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は [] 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → [] 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~ 28	29 ~ 43	44 ~ 47	48 ~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は [] cm
下の評価表に当てはめると → [] 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~ 29	30 ~ 35	36 ~ 39	40 ~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は [] 秒
下の評価表に当てはめると → [] 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~ 17.1	17.1 ~ 55.1	55.1 ~ 90.1	90.1 ~

⑤ 閉眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は [] 秒
下の評価表に当てはめると → [] 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~ 30.1	30.1 ~ 84.1	84.1 ~ 120.1	~

II 質問票 (身体的特性)

質問内容	あなたの回答NO.1	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつかるよびて歩けますか				歩行能力
2. 両手に比べて体力に差はありますか				敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方でしょうか				動的バランス
4. 歩行中、小さく前後に足を出して歩くと、すべりやすくなると思いますか				静的バランス
5. 床で立ったまま膝下を壁にこけておこなえますか				静的バランス
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で膝に手をこけておこなえますか				静的バランス
7. 目を閉じて床で立ち止まると、立ち止まることが出来ますか				静的バランス
8. 電線に乗って、つり革につかまらずに歩いたりして歩けますか				静的バランス
9. 目を閉じて床で立ち止まると、立ち止まることが出来ますか				静的バランス

合計点数 評価表

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート
評価結果を転記し見てください (Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票 (身体的特性) は赤字で記入)

それぞれの評価結果を黒字で記入
それぞれの評価結果を黒字で記入

身体機能計測の評価数字を
黒字で記入

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

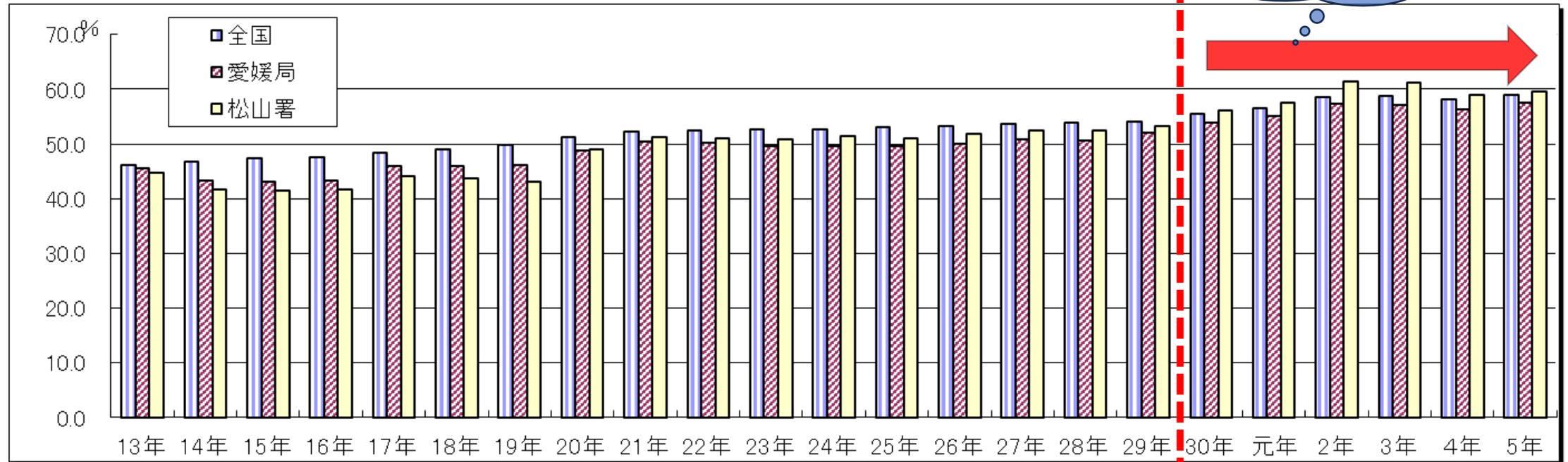
特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

健康や体力に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

②定期健康診断有所見率の推移- 1

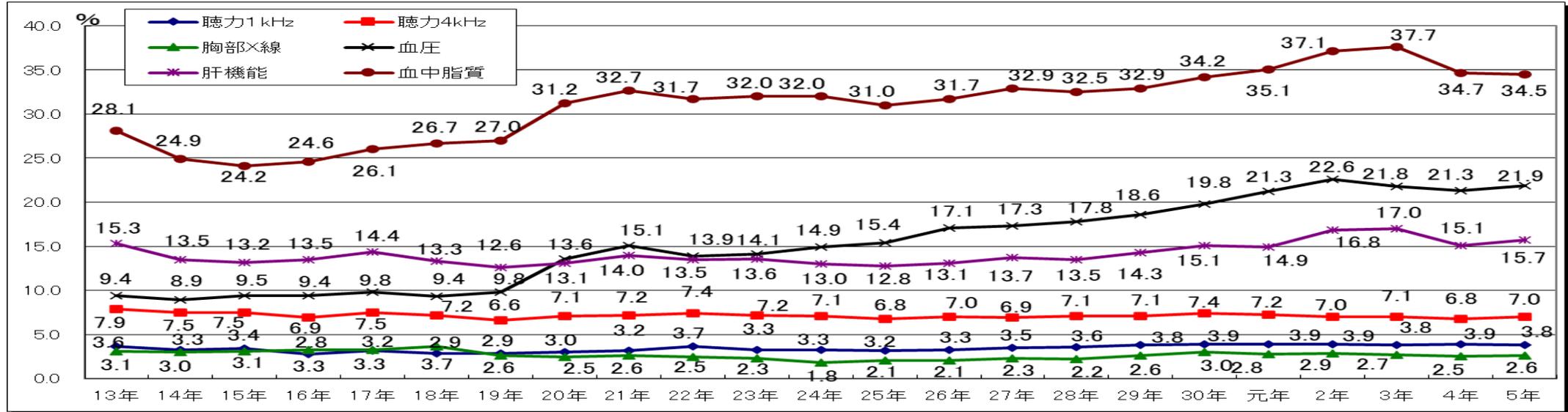


区分\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
全国	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7	53.0	53.2	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7	58.2	58.9
愛媛局	45.5	43.4	43.2	43.4	45.9	46.0	46.1	48.8	50.4	50.3	49.6	49.6	49.7	50.0	50.8	50.6	52.1	53.8	55.2	57.3	57.2	56.3	57.7
松山署	44.8	41.6	41.4	41.7	44.2	43.7	43.2	49.0	51.2	51.0	50.9	51.4	51.1	51.9	52.4	52.6	53.2	56.2	57.7	61.4	61.2	58.9	59.7

※定期健康診断結果報告(労働者50人以上の規模の事業場に適用)に基づく値。

※有所見率とは健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値。

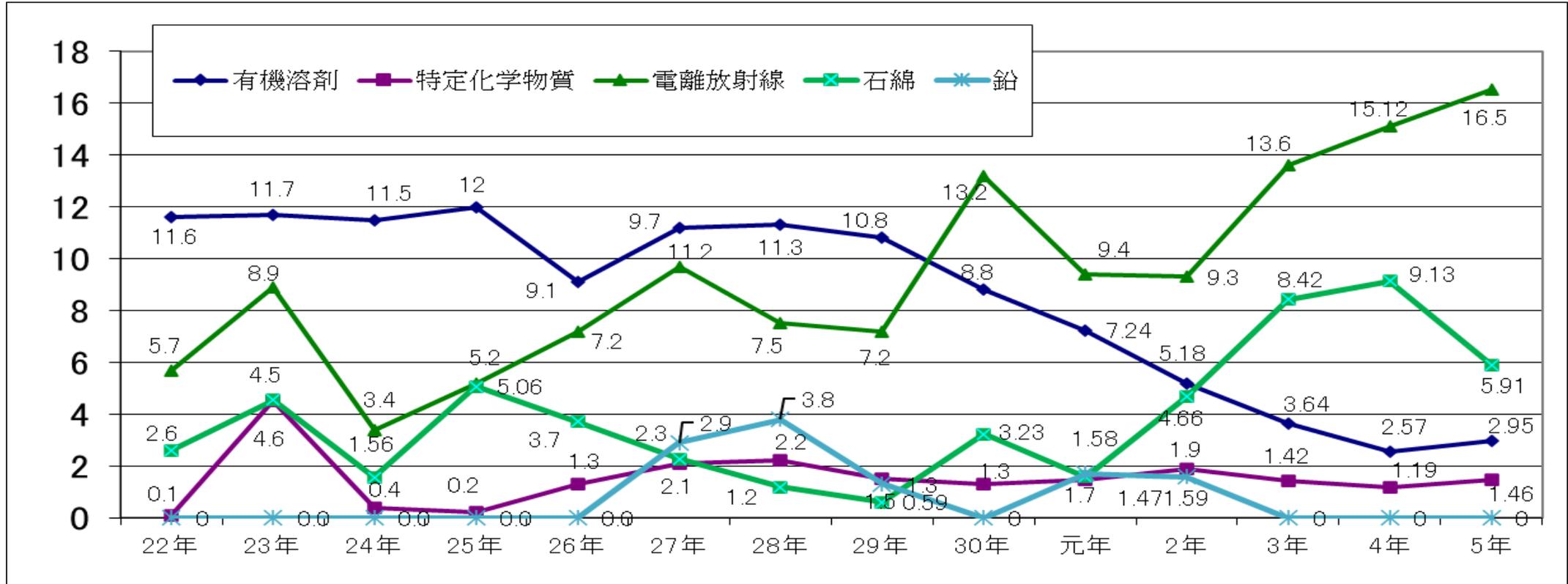
②定期健康診断有所見率の推移-2



項目\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	
聴力1kHz	3.6	3.3	3.4	2.8	3.2	2.9	2.9	3.0	3.2	3.7	3.3	3.3	3.2	3.3	3.5	3.6	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	3.9	3.8
聴力4kHz	7.9	7.5	7.5	6.9	7.5	7.2	6.6	7.1	7.2	7.4	7.2	7.1	6.8	7.0	6.9	7.1	7.1	7.4	7.2	7.0	7.1	6.8	7.0	7.0
胸部X線	3.1	3.0	3.1	3.3	3.3	3.7	2.6	2.5	2.6	2.5	2.3	1.8	2.1	2.1	2.3	2.2	2.6	3.0	2.8	2.9	2.7	2.5	2.6	2.6
血圧	9.4	8.9	9.5	9.4	9.8	9.4	9.8	13.6	15.1	13.9	14.1	14.9	15.4	17.1	17.3	17.8	18.6	19.8	21.3	22.6	21.8	21.3	21.9	21.9
肝機能	15.3	13.5	13.2	13.5	14.4	13.3	12.6	13.1	14.0	13.5	13.6	13.0	12.8	13.1	13.7	13.5	14.3	15.1	14.9	16.8	17.0	15.1	15.7	15.7
血中脂質	28.1	24.9	24.2	24.6	26.1	26.7	27.0	31.2	32.7	31.7	32.0	32.0	31.0	31.7	32.9	32.5	32.9	34.2	35.1	37.1	37.7	34.7	34.5	34.5
血糖	8.5	7.5	7.0	7.4	7.6	8.1	7.3	8.6	9.5	9.9	9.3	9.8	9.0	8.8	9.6	9.2	9.4	10.3	10.6	11.0	11.3	10.8	11.2	11.2
尿中の糖	3.1	3.5	3.5	3.5	3.3	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	3.2	3.3	3.7	3.9	4.2	4.4	4.4
心電図	7.5	6.9	7.3	7.4	8.4	7.7	6.9	6.8	7.6	7.9	7.6	7.3	7.6	8.6	8.9	8.2	9.6	9.1	9.0	9.2	9.4	8.8	9.3	9.3

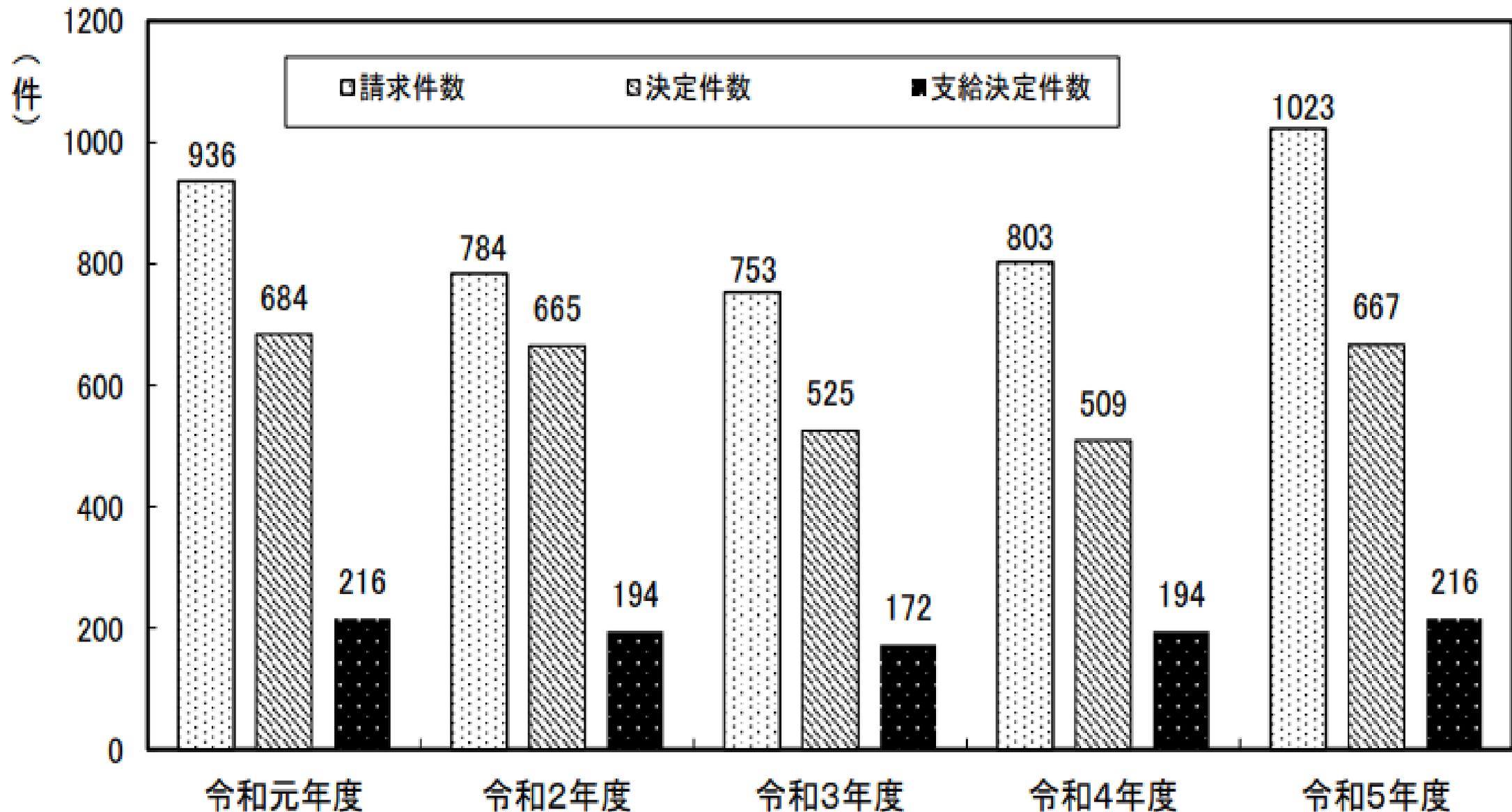
資料: 定期健康診断結果報告による

②有害業務健康診断有所見率の推移



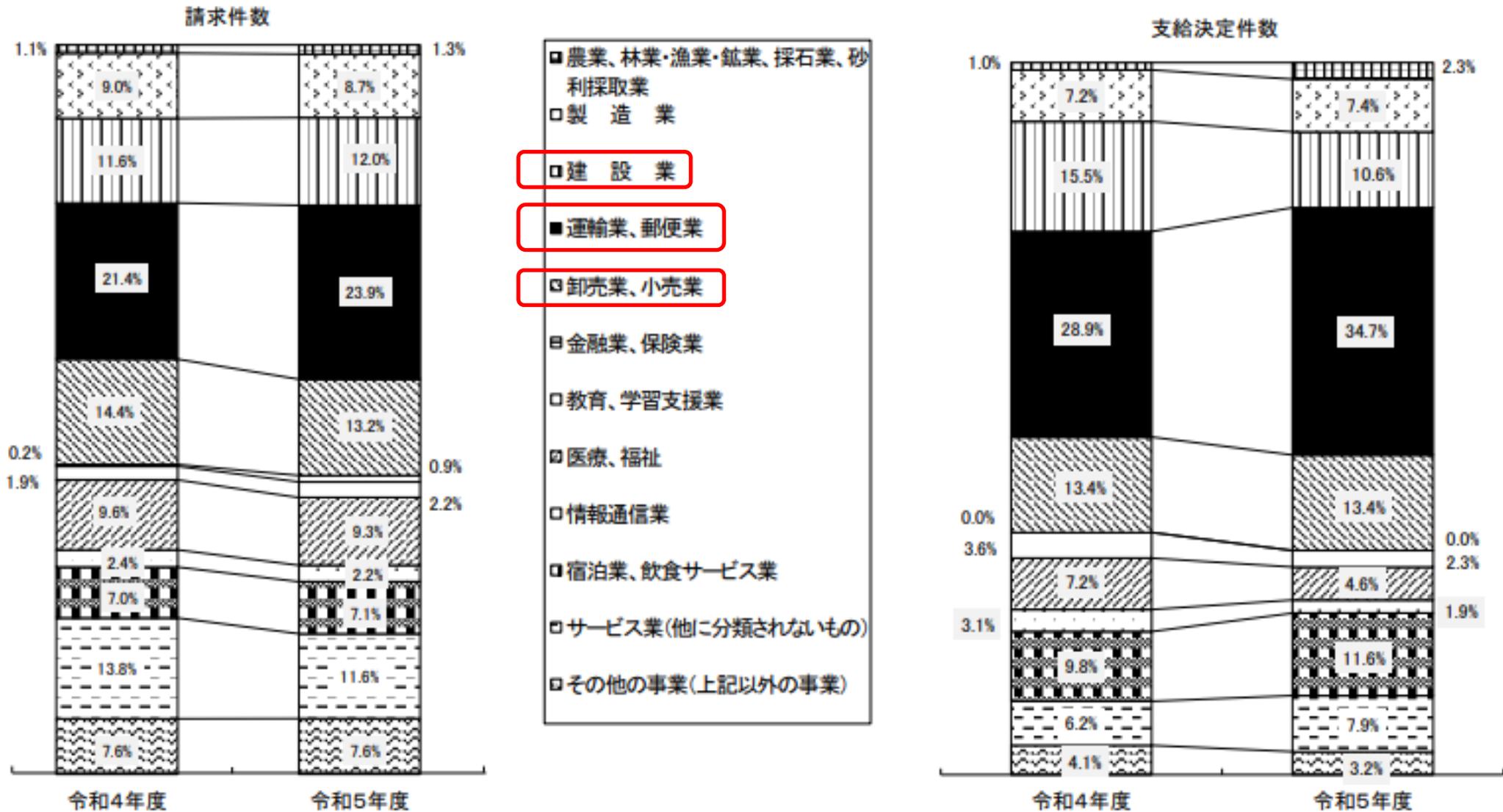
種別\年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
有機溶剤	11.6	11.7	11.5	12	9.1	11.2	11.3	10.8	8.8	7.24	5.18	3.64	2.57	2.95
特定化学物質	0.1	4.5	0.4	0.2	1.3	2.1	2.2	1.5	1.3	1.47	1.9	1.42	1.19	1.46
電離放射線	5.7	8.9	3.4	5.2	7.2	9.7	7.5	7.2	13.2	9.4	9.3	13.6	15.12	16.5
石綿	2.6	4.6	1.56	5.06	3.7	2.3	1.2	0.59	3.23	1.58	4.66	8.42	9.13	5.91
鉛	0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	3.8	1.3	0	1.7	1.59	0	0	0

②脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移- 1

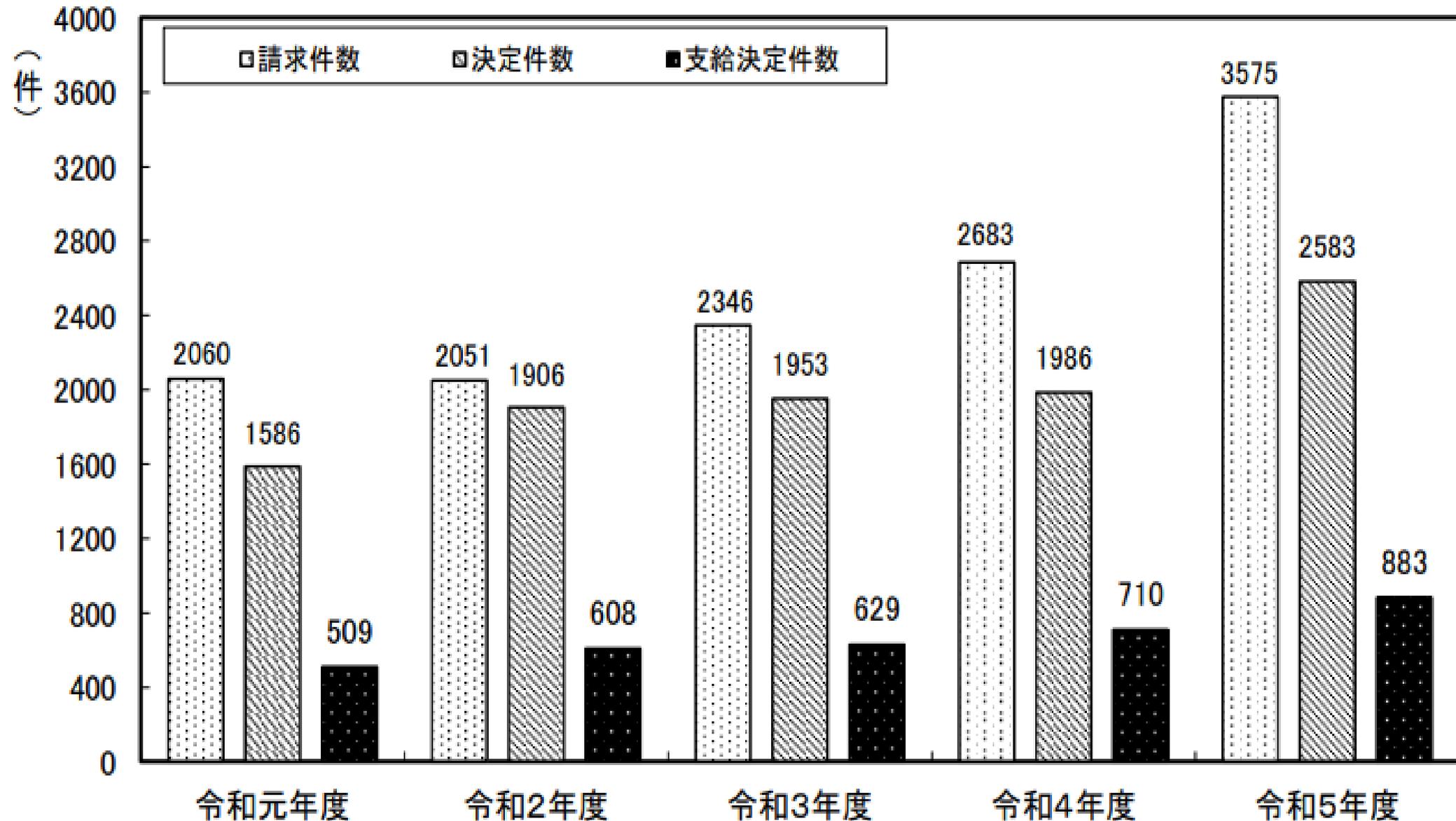


②脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移- 2

『業種別構成比』

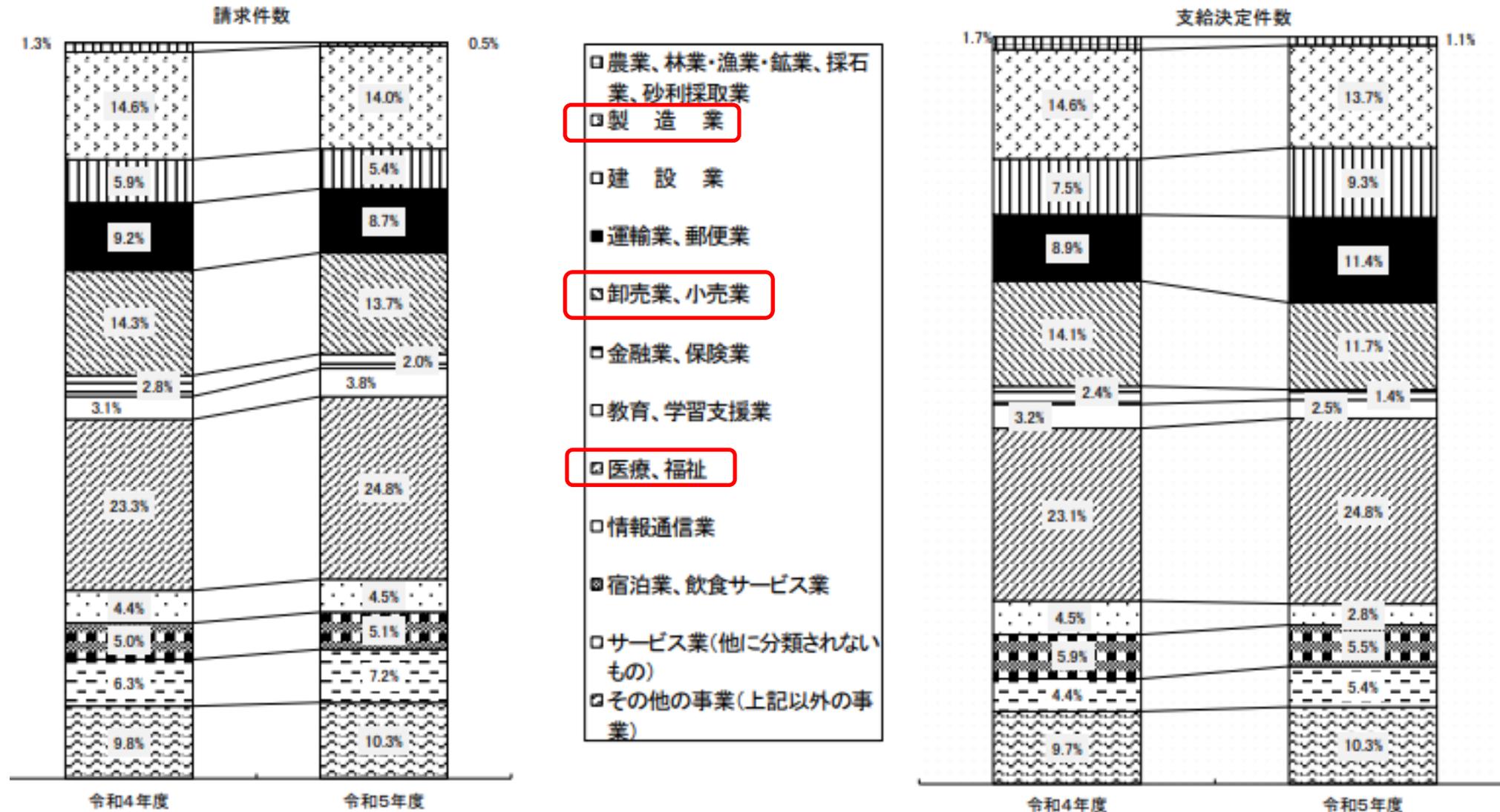


②精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移- 1



②精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移- 2

『業種別構成比』



② 【全国】労働衛生を取り巻く現状- 1 - ①

【労働衛生関係抜粋】

1. 職場における労働者の健康状態等

(職場における傷病等を抱える労働者の現状)

- A**
- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
 - 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
 - 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約4割。
 - ▷ 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

(労働者の心身の健康状態)

- B**
- 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約5割。
 - 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。

令和5年の
「労働安全衛生実態調査」
では「82.7%」と公表

2. 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- C**
- 化学物質（有害物）を起因物とする労働災害が年間約400件発生。
 - 上記約400件の8割を占めるのは、特化則等の個別規制の対象外となっている物質による。
よって、**事業場における自律的管理の定着が必要不可欠**。
 - 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

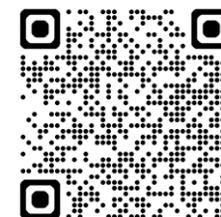


政府統計

報道関係者 各位

令和6年7月25日
【照会先】
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室長 田中 伸彦
室長補佐 岡村 実行
担当係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)3147

令和5年の
「労働安全衛生実態調査」
では「82.7%」と公表



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表します

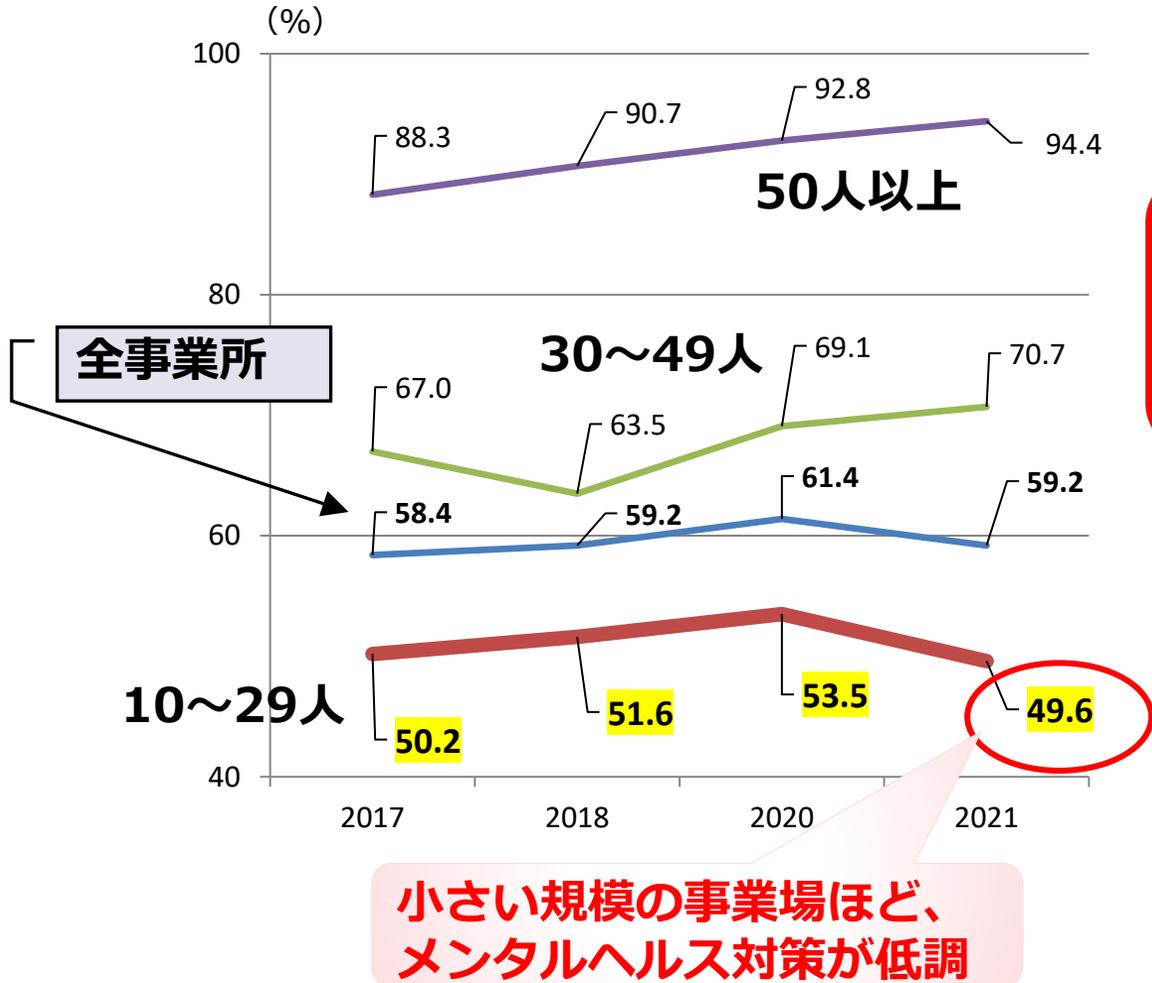
第17表 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無及び内容（主なもの3つ以内）別労働者割合

令和5年 (単位:%)

区 分	労働者計 ¹⁾	強い不安、悩み、ストレスの内容（主なもの3つ以内）					
		強い不安、悩み、ストレスと 感じる事柄がある ²⁾	仕事の量	仕事の質	対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）	役割・地位の変化等（昇進・昇格、配置転換等）	
合 計 ³⁾	100.0	82.7	(100.0)	(39.4)	(27.3)	(29.6)	(15.8)
(年 齢 階 級)							
20歳未満	100.0	21.1	(100.0)	(14.9)	(5.1)	(33.3)	(7.3)
20～29歳	100.0	72.0	(100.0)	(38.1)	(24.3)	(25.1)	(13.3)
30～39歳	100.0	86.0	(100.0)	(34.7)	(28.4)	(31.8)	(22.4)
40～49歳	100.0	87.9	(100.0)	(49.7)	(25.2)	(29.5)	(16.7)
50～59歳	100.0	86.2	(100.0)	(31.9)	(27.2)	(26.4)	(13.4)
60歳以上	100.0	64.8	(100.0)	(38.3)	(37.0)	(41.4)	(6.5)
(性)							
男	100.0	84.0	(100.0)	(41.9)	(28.9)	(26.3)	(18.5)
女	100.0	81.1	(100.0)	(36.3)	(25.2)	(33.7)	(12.4)
(就 業 形 態)							
正社員	100.0	86.1	(100.0)	(41.2)	(27.8)	(29.6)	(17.2)
契約社員	100.0	79.8	(100.0)	(32.7)	(21.8)	(32.2)	(15.3)
パートタイム労働者	100.0	65.2	(100.0)	(31.3)	(21.6)	(30.1)	(7.7)
派遣労働者	100.0	83.5	(100.0)	(25.7)	(35.1)	(28.8)	(9.9)
令和4年 合計	100.0	82.2	(100.0)	(36.3)	(27.1)	(26.2)	(16.2)

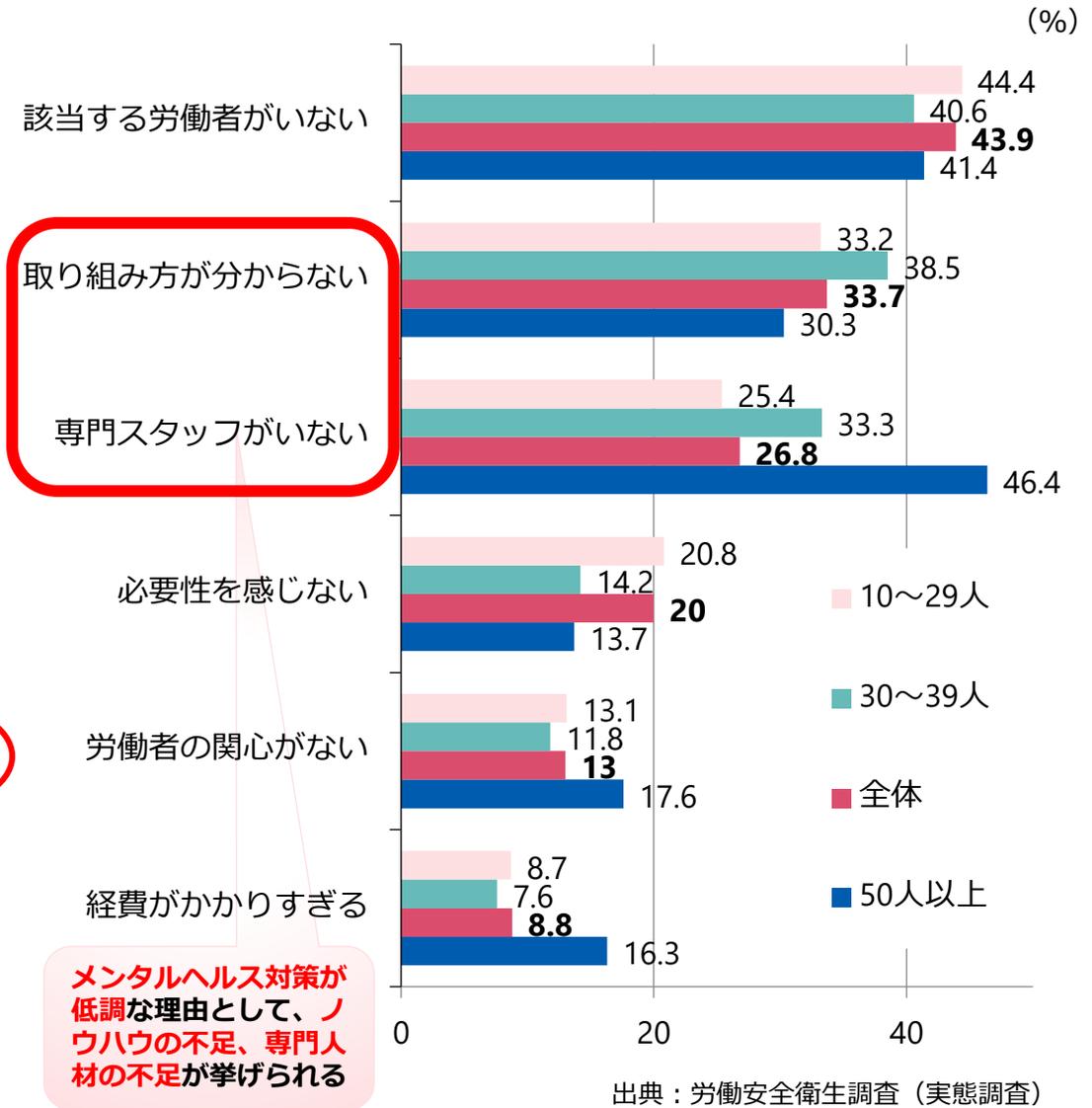
② 【全国】 とりわけメンタルヘルス対策を取り巻く現状- 1 - ②

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

目次

(1) 労働安全衛生の現状

(2) 「現状」から見える「課題と取り組み事項」

(3) 安全衛生行政に係るトピックス

(4) まとめ(第14次労働災害防止計画含む)

◆労働衛生を取り巻く「重点課題」と「取り組み事項」◆

- 1 **健康診断の有所見率**の増加
⇒ 結果に基づく**事後措置の実施**
- 2 ①**脳・心臓疾患**及び②**精神障害**に係る労災認定件数の増加
⇒ ①適切な**労働時間の把握**と医師による
長時間労働者に対する**面接指導体制**の整備と運用
⇒ ②**心の健康づくり計画**の策定と**相談体制**の整備
- 3 **化学物質**の取り扱いに起因する労働災害の増加
⇒ SDSによる**危険性・有害性の情報**を把握
⇒ ⇒ **リスクアセスメント**の実施と**ばく露低減措置**の実施
- 4 身体機能の低下に伴う**転倒災害**の増加
⇒ **転倒等リスク評価セルフチェック票**の活用による
身体機能の変化への気付きと**健康維持増進対策**の充実

①健康診断結果に基づく事後措置

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名◎	○○ ○○
医師の意見	職業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名◎	○○ ○○

●健康診断結果の診断区分の決定において「所見あり」の方については、「就業の区分」の判定が必要です。

●また、決定した「就業区分」については、健康診断個人票への記録も必要です。

●健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

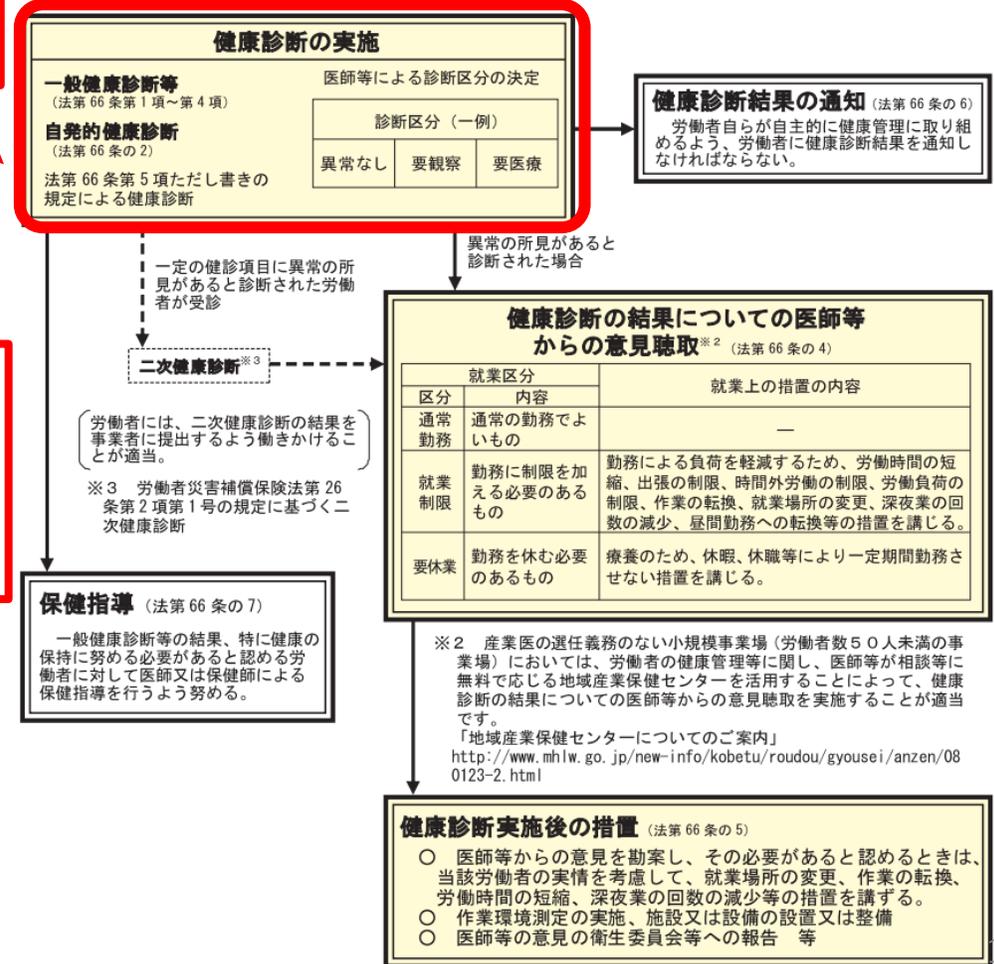
- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

●健康診断の種類

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

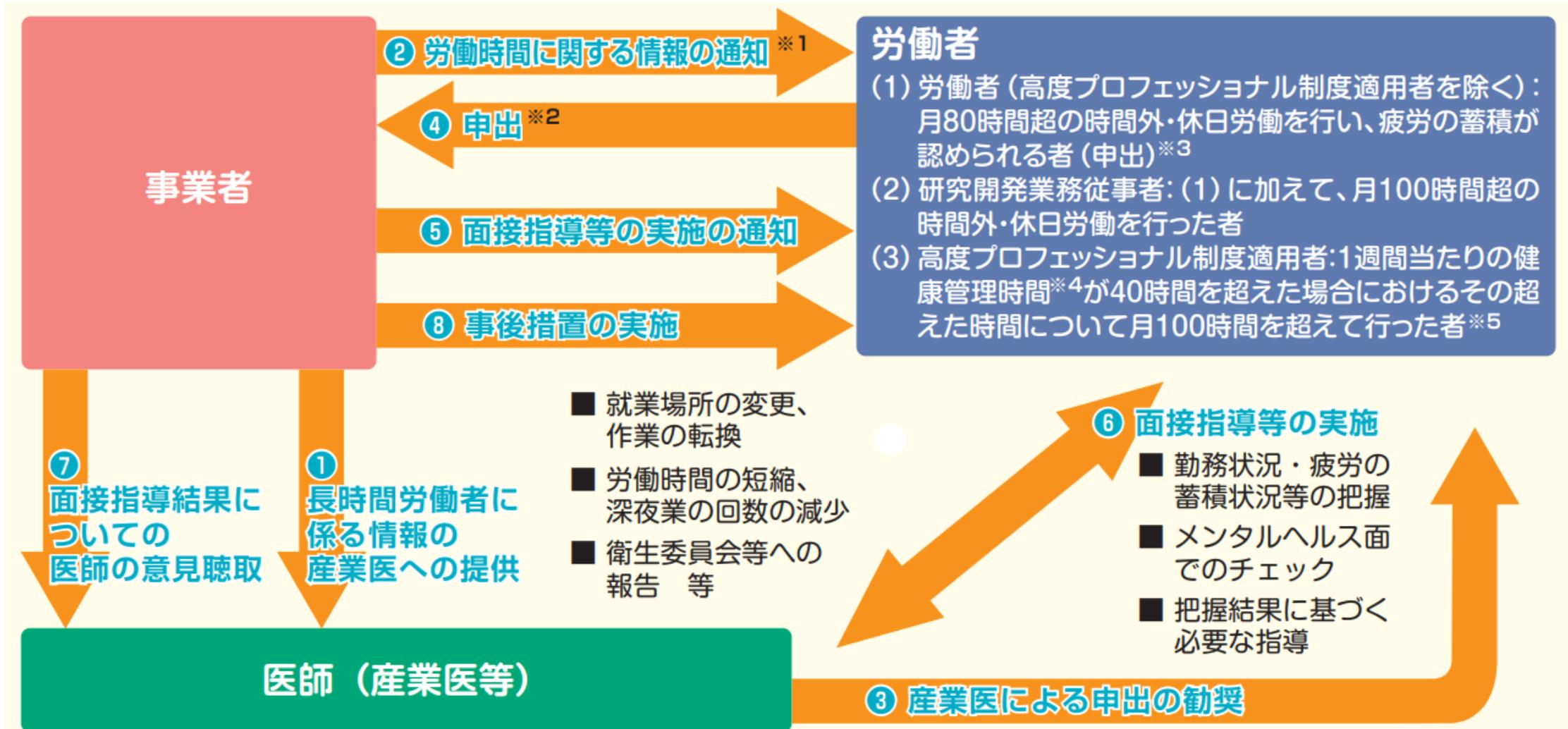
●健康診断の実施とその後の手順等





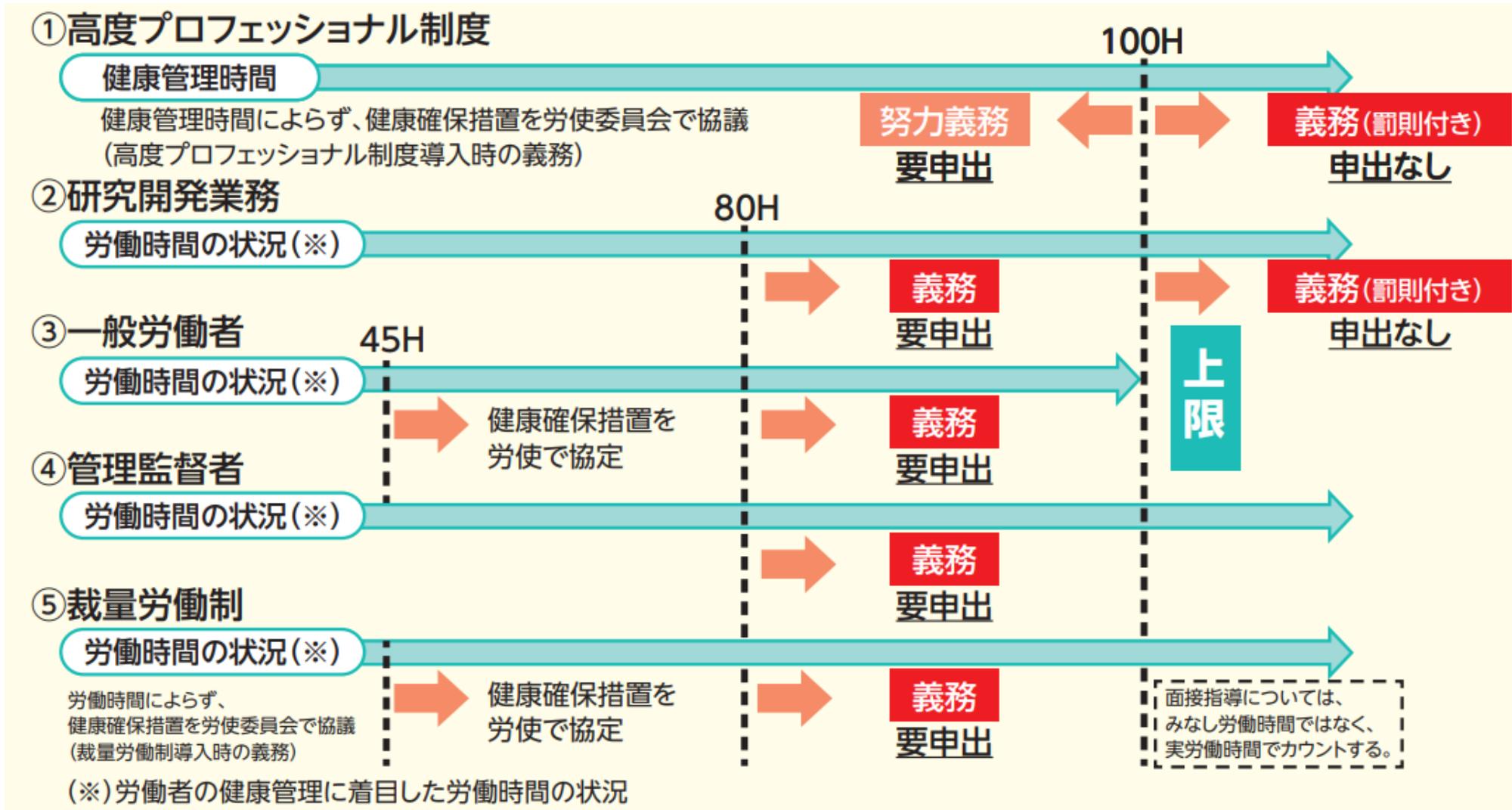
②長時間労働者に対する面接指導等の実施- 1

● 長時間労働者への面接指導制度の概要



②長時間労働者に対する面接指導等の実施- 2

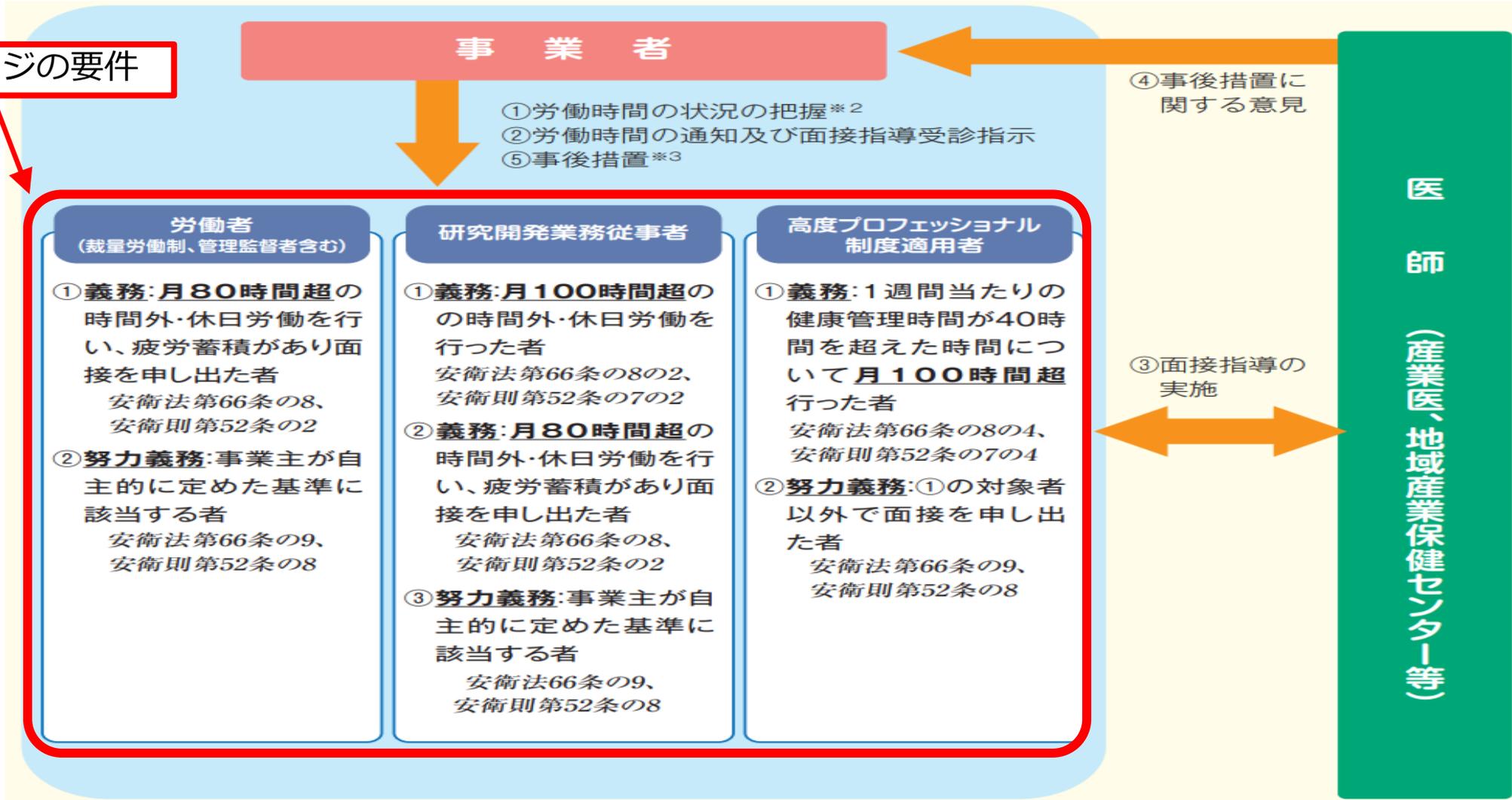
● 各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件



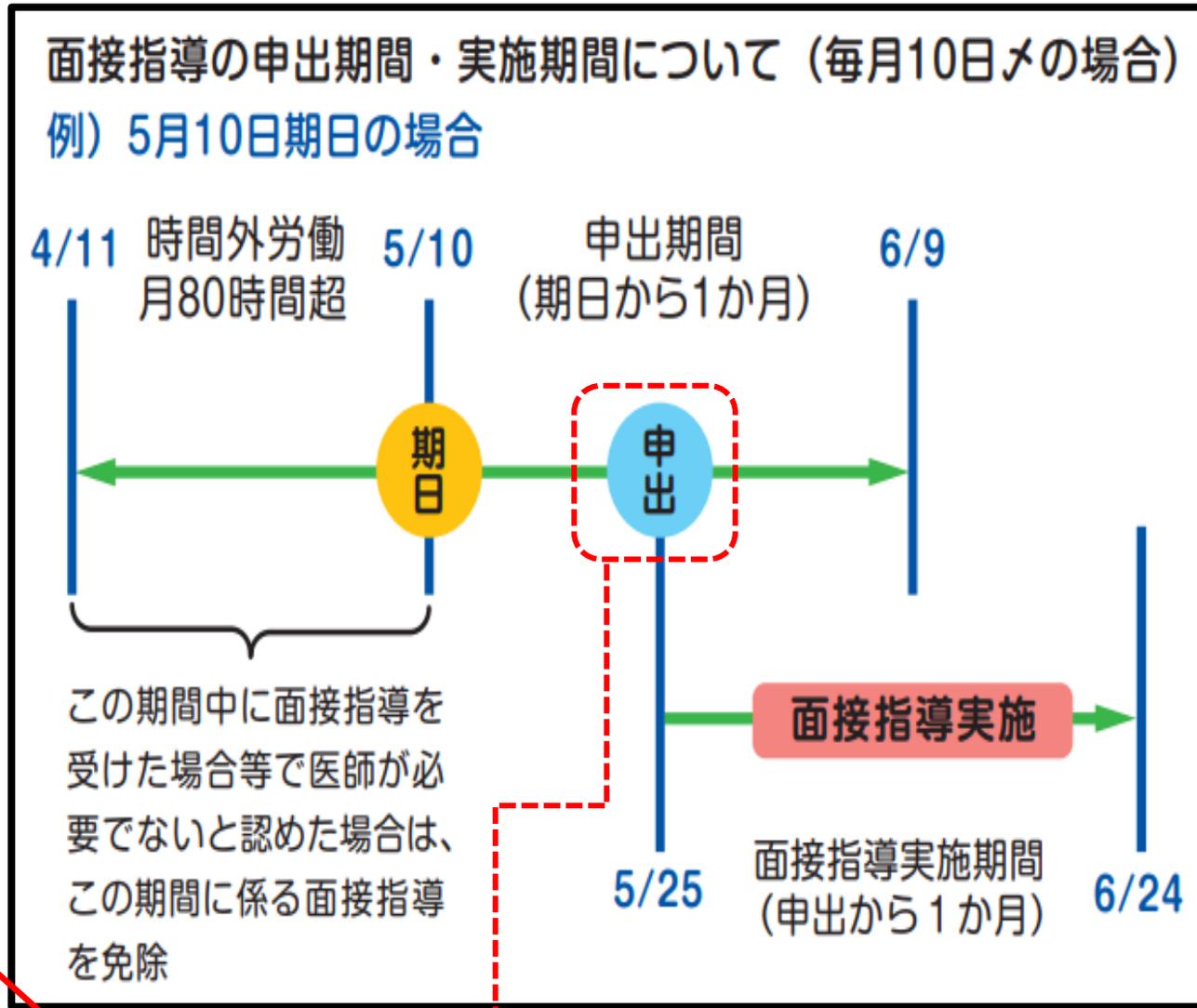
②長時間労働者に対する面接指導等の実施- 3

● 長時間労働者への面接指導の実施

前ページの要件



②長時間労働者に対する面接指導等の実施- 4



→ 申出は書面や電子メール等の記録が残るものとします（様式例参照）。 →

面接指導に係る申出の様式例

労働安全衛生法第66条の8の 面接指導に係る申出書

令和〇年〇月〇日

事業者 職氏名 殿

所属 _____

氏名 _____

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1. 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

会社が指定する医師

自分が希望する医師

2. 面接指導を受ける日時

令和 年 月 日 時～ 時又は

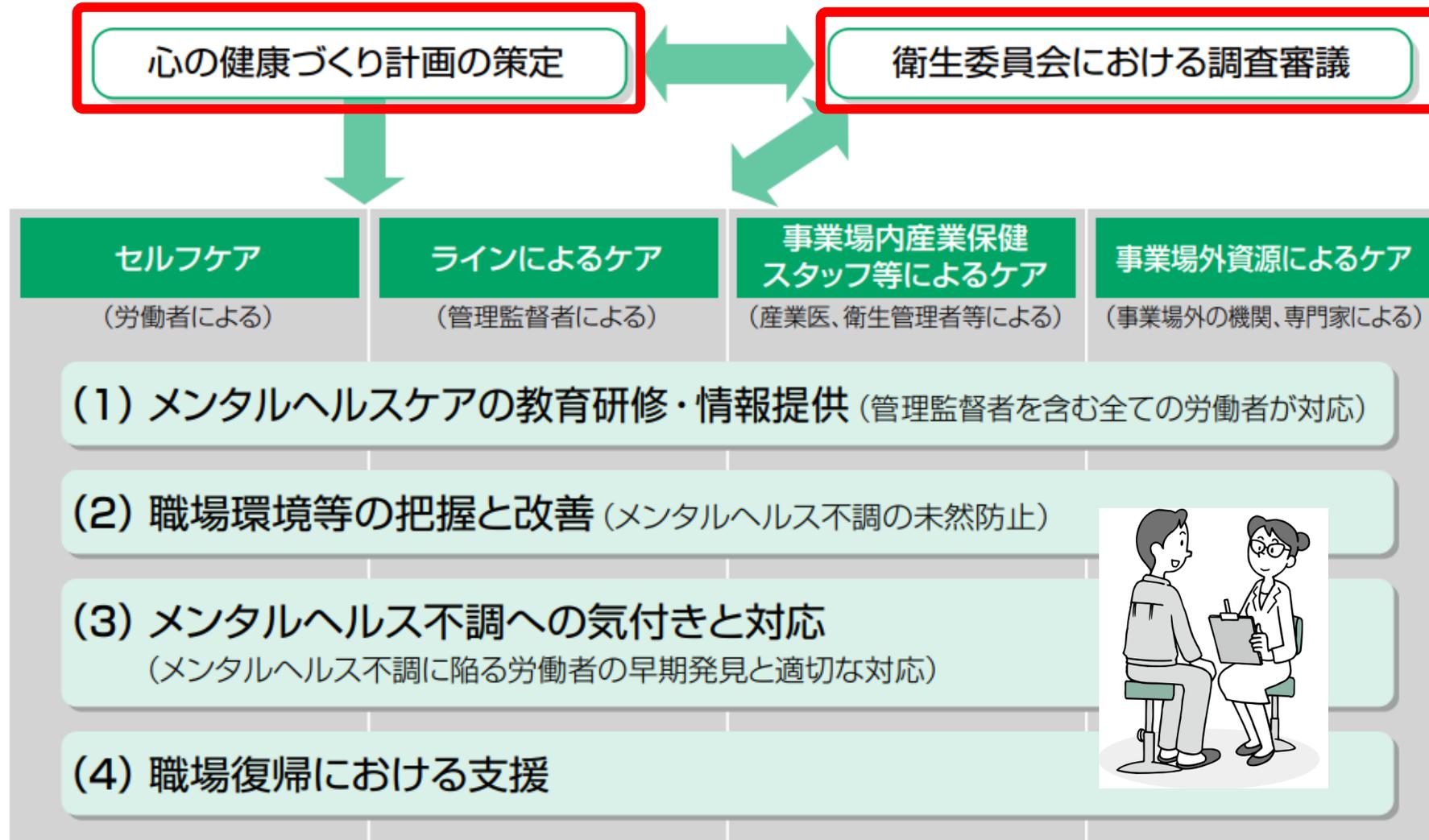
令和 年 月（初・中・下旬）

3. 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

②心の健康対策（メンタルヘルスケア）の実施



●メンタルヘルスケアの具体的な進め方



②心の健康対策（メンタルヘルスケア）の実施

●心の健康づくりの長期目標

- ① 管理監督者を含む従業員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにする。
- ② 円滑なコミュニケーションの推進により活気ある職場づくりを行う。
- ③ 管理監督者を含む従業員全員の職場環境による心の健康問題を発生させない。
- ④ ストレスチェック制度の定着・浸透を図る。

●心の健康づくりの年次目標

- ① 管理監督者が、心の健康づくり計画の方針と体制を理解し、部下からの相談対応の基本的技術を修得する。
- ② 産業保健スタッフ及び「〇〇クリニック」医師による従業員からの相談対応が円滑に行われる体制を整える。

また、この目標を達成するために、以下のような取組みを実施する。

- 管理監督者全員に対して、職場のメンタルヘルスに関する教育・研修を実施する。年間に2回開催し、第1回目は心の健康づくりの方針と計画の内容を徹底して周知する。第2回目は、部下からの相談の対応方法、話の聴き方について研修を実施する。
- 産業保健スタッフ及び「〇〇クリニック」医師への相談について、従業員向けのパンフレットを作成して配布するとともに、社内報などにより利用方法を周知する。
- ストレスチェックの集団分析結果に基づく職場環境改善の取組みに着手する。部署単位での良好な取組みの表彰等、社内での水平展開を図る。

●心の健康づくり活動の評価

- ① 教育研修への管理監督者の参加率を90%以上とする。
- ② 産業保健スタッフ及び「〇〇クリニック」医師への早い段階での相談を増やす（連絡会議を開催し、産業医及び「〇〇クリニック」医師の面接指導内容の集計等から評価する）。
- ③ ストレスチェックの集団分析結果の総合健康リスクを10ポイント低減させる。

継続的に
取り組む
ために必要
なこと

